

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年11月24日

火曜日

号外

目次

規 則	
○富山県漁業調整規則	1
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	37

規 則

富山県漁業調整規則を次のように定め、公布する。

令和2年11月24日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第57号

富山県漁業調整規則

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 漁業の許可（第4条—第31条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第46条）

第4章 漁業の取締り（第47条—第50条）

第5章 雑則（第51条—第55条）

第6章 罰則（第56条—第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水

産資源保護法（昭和26年法律第 313号）その他漁業に関する法令と相まって、富山県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、海面において行う漁業であつて次に掲げるもの（第5号、第8号及び第10号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業（総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業をいう。）
- (2) 機船船びき網漁業（機船船びき網により行う漁業をいう。第31条第1項第3号において同じ。）
- (3) 敷網漁業（敷網により行う漁業をいう。）
- (4) ごち網漁業（ごち網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (5) かごなわ漁業（かごなわにより行う漁業をいう。以下同じ。）
- (6) はえ縄漁業（総トン数10トン以上の動力漁船を使用してはえ縄によりますをとることを目的とする漁業をいう。）

(7) 刺し網漁業（刺し網により行う漁業（次号に掲げる漁業を除く。）をいう。以下同じ。）

(8) 固定式刺し網漁業（固定式刺し網により行う漁業をいう。）

(9) つけ漁業（つけにより行う漁業をいう。）

(10) 船びき網漁業（船びき網により行う漁業（第2号に掲げる漁業を除く。）をいう。）

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第8号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)

- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。

以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可

の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認

可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第15条 許可の有効期間は、5年とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければ

ばならない。

(許可等の失効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、当該許可ごとに、毎年1月1日から12月31日までの次項各号に掲げる事項を翌年の1月31日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。次項及び第48条第1項において同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由
（許可証の再交付の申請）

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付及び再交付）

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第17条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

（許可証の返納）

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第31条 許可を受けた者（次に掲げる漁業の許可を受けた者に限る。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、許可番号の表示については、特別の理由により知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 小型機船底びき網漁業
 - (2) 小型さけ・ます流し網漁業
 - (3) 機船船びき網漁業
 - (4) ごち網漁業
 - (5) かごなわ漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。）
 - (6) 刺し網漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。）
- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。
 - 3 第1項に掲げる漁業の許可を有しない者は、同項に規定するそれぞれ当該漁業の表示又はこれに紛らわしい表示をしてはならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第32条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) 空釣なわ
- (2) 空釣こぎ
- (3) はえ縄（総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさけ又はますをとることを目的とするものに限る。かつ、最大高潮時海岸線から40海里以内の富山県地先海面において1月1日から5月15日までの間に行うものを除く。）

(内水面における水産動物の採捕の許可)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 投網
- (2) 流し網
- (3) 刺し網
- (4) 叉手網
- (5) てんから網
- (6) ほり網
- (7) 鵜飼漁法
- (8) あゆころころ釣漁法
- (9) 押し網
- (10) たも網（枠の内側の最大幅30センチメートル以下のものを除く。）
- (11) やす（刺突部の長さ10センチメートル以下のものを除く。）
- (12) す建網
- (13) ふくろ網
- (14) 地びき網（ひきまわし網を含む。）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬

力数

(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

(1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合

(2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4) 許可の有効期間

(5) 条件

(6) その他参考となるべき事項

- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(定置漁業の保護区域)

第34条 次の表の左欄に掲げる定置漁業の保護区域は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。

名称	保護区域
ぶり定置漁業	前面 1,500メートル
	後面 300メートル
	沖合 300メートル
まぐろ定置漁業及びかつお定置漁業	前面 1,300メートル
	後面 200メートル
	沖合 200メートル
その他の定置漁業	前面 1,300メートル
	後面 500メートル
	沖合 100メートル

- 2 前項に規定する保護区域内では、当該定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸する行為をしてはならない。ただし、漁業権又は組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第35条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 集魚灯を利用するまき網漁業
- (3) 小型機船底びき網漁業に使用するもじ網
- (4) ごち網漁業に使用するもじ網

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 瀬替え及び江替え
- (3) ちょんがけ及び引掛釣
- (4) 火光を利用する漁法
- (5) あゆの鉄線たたき
- (6) 水門を操作してする漁法
- (7) やな
- (8) 水中銃

3 前項の規定にかかわらず、神通川（宮川を含む。）上流及び高原川の区域においては、同項第4号に掲げる漁法により水産動物を採捕することができる。

4 前項及び第39条第1項の表において「神通川（宮川を含む。）上流及び高原川の区域」とは、次に掲げる基点第1号と基点第2号とを結ぶ線から上流の神通川（宮川を含む。）及び高原川の区域をいう。

- (1) 基点第1号 岐阜県飛騨市神岡町中山と富山県富山市蟹寺とに架かる新国境橋の左岸下流端
- (2) 基点第2号 富山県富山市東猪谷上山割26番地20北陸電力送配電株式会社牧送電線第22号鉄塔頂点

第36条 何人も、内水面において、次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
刺し網	長さ 20メートル以内
流し網	長さ 15メートル以内
てんから網	長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内

(禁止区域等)

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の同表の右欄に掲げる区域においては、水産動物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域
黒部川	愛本えん堤上流端から上流 200メートルまで及び同えん堤下流端から下流 200メートルまでの区域
早月川	蓑輪えん堤下流端から下流 100メートルまでの区域
上市川	支川郷川下条用水えん堤下流端から上市川合流点までの区域
白岩川	上条用水えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流 100メートルまでの区域
神通川	神三ダム下流端から、右岸同ダム下流端から下流 360メートルの地点と左岸同ダム下流端から下流 570メートルの地点とを結んだ線までの区域
	左岸北陸電力株式会社成子第二発電所放水口下流端から右岸線に引いた垂線から上流20メートルまで及び下流30メートルまでの区域
	支流井田川新田用水頭首工上流端から、八尾発電所吐出口から左岸線に引いた垂線まで及び同頭首工下流端から下流50メートルまでの区域
	支流井田川大坪用水堰の魚道内、同堰上流端から上流10メートルまで及び同堰下流端から下流西日本旅客鉄道高山本線鉄橋下流端までの区域

	支流井田川合口頭首工の魚道内、同頭首工上流端から上流10メートルまで及び同頭首工下流端から下流50メートルまでの区域
	支流百瀬川日尾第一えん堤下流端から下流15メートルまでの区域
	支流熊野川広田用水えん堤の魚道内、同えん堤上流端から上流20メートルまで及び同えん堤下流端から下流50メートルまでの区域
	支流熊野川黒牧えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流50メートルまでの区域
	支流黒川上瀬戸えん堤下流端から下流 150メートルまでの区域
	支流千長原川と支流大双領川の合流点から支流千長原川上流第一谷止工下流端までの区域
	支流合場川牛ヶ首用水頭首工下流端から下流30メートルまでの区域
庄川	小牧ダム下流端から下流 300メートルまでの区域
	左岸関西電力株式会社小牧発電所放水路壁取付基部から右岸線に引いた垂線から下流70メートルまでの区域
	合口えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流20メートルまでの区域
	右岸関西電力株式会社雄神発電所放水口と接続する流域で同放水口から下流50メートルまでの区域
	支流和田川十一ヶ堰（和田川用水大戸水門）の魚道内及び同堰から下流 200メートルまでの区域
	支流利賀川阿別当えん堤下流端から下流50メートルまでの区域
小矢部川	小矢部大堰の魚道内、同堰上流端から上流50メートルまで及び同堰下流端から下流 200メートルまでの区域
	五位庄えん堤上流端から上流50メートルまで及び同えん堤下流端から下流 200メートルまでの区域
	三日市頭首工上流端から上流50メートルまで及び同頭首工下流端から下流 200メートルまでの区域

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる区域においては、

同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間
黒部川	下黒部橋上流端から上流 300メートルまで及び下流 200メートルまでの区域	9月20日から 10月31日まで
片貝川	本流及び支流布施川において、富山地方鉄道本線鉄橋 下流端より下流の区域のうち、河口から上流 600メー トルまでの区域を除く区域	
角川	県道富山滑川魚津線の角川橋下流端からあいの風とや ま鉄道線鉄橋上流端までの区域	
神通川	高速自動車国道北陸自動車道の神通川橋下流端から下 流 720メートルまでの区域	
	左岸北陸電力株式会社岩木排水口上流端から右岸線に 引いた垂線から上流50メートルまで及び下流50メー トルまでの区域	6月16日から 9月30日まで

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて、種苗としてなまこ又はてんぐさをとる場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ	12月1日から	海面
	翌年6月15日 まで	神通川（宮川を含む。）上流及び高原川の区域
	10月1日から 同月7日まで 及び12月1日 から翌年6月 15日まで	内水面（神通川（宮川を含む。）上流及び高原川 の区域を除く。）

さけ	10月1日から 12月31日まで	小川（河口右岸の富山県漁場測量標（以下この表において「測量標」という。）第150号と同左岸の測量標第115号とを結んだ線の間接点を中心とする半径200メートル以内の海面に限る。）
		黒部川（河口右岸の測量標第132号と同左岸の測量標第133号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
		片貝川（河口右岸の測量標第273号と同左岸の測量標第144号とを結んだ線の間接点を中心とする半径280メートル以内の海面に限る。）
		早月川（河口右岸の測量標第155号と同左岸の測量標第272号とを結んだ線の間接点を中心とする半径380メートル以内の海面に限る。）
		常願寺川（河口右岸の測量標第181号と同左岸の測量標第182号とを結んだ線の間接点を中心とする半径365メートル以内の海面に限る。）
		神通川（河口右岸の測量標第193号と同左岸の測量標第194号とを結んだ線上で測量標第194号から250メートルの点を中心とする半径850メートル以内の海面に限る。）
		庄川（河口右岸の測量標第224号と同左岸の測量標第225号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
		小矢部川（河口右岸の測量標第226号と同左岸の測量標第227号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
		周年

ます（全長15センチメートル以下のものに限る。）	4月1日から 6月30日まで	黒部川（河口右岸の測量標第132号と同左岸の測量標第133号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
		神通川（河口右岸の測量標第193号と同左岸の測量標第194号とを結んだ線上で測量標第194号から250メートルの点を中心とする半径850メートル以内の海面に限る。）
		庄川（河口右岸の測量標第224号と同左岸の測量標第225号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
	周年	内水面
ます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	4月1日から 6月30日まで	黒部川（河口右岸の測量標第132号と同左岸の測量標第133号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
		神通川（河口右岸の測量標第193号と同左岸の測量標第194号とを結んだ線上で測量標第194号から250メートルの点を中心とする半径850メートル以内の海面に限る。）
		庄川（河口右岸の測量標第224号と同左岸の測量標第225号とを結んだ線の間接点を中心とする半径540メートル以内の海面に限る。）
	8月1日から 12月31日まで	内水面
なまこ	5月1日から 10月31日まで	海面
べにずわいがに (雄)	6月1日から 8月31日まで	海面

べにずわいがに (雌)	周年	海面
てんぐさ	9月1日から 10月31日まで	海面
あまご、いわな、 こい、にじます 及びやまめ(全 長15センチメー トル以下のもの に限る。)	周年	内水面
あまご、いわな、 にじます及びや まめ(全長15セ ンチメートルを 超えるものに限 る。)	10月1日から 翌年2月末日 まで	内水面
うなぎ(全長30 センチメートル 以下のものに限 る。)	周年	内水面
こい(全長15セ ンチメートルを 超えるものに限 る。)	5月1日から 同月31日まで	内水面
ふな(南砺市の 赤祖父湖及び桜 ヶ池、射水市の 薬勝寺池並びに	5月15日から 同月31日まで	内水面

朝日町の棚山池 に生息するもの を除く。)		
-----------------------------	--	--

2 何人も、内水面において、さけ、ます、あまご、いわな、にじます及びやまめの産んだ卵を採捕してはならない。

3 第1項（同項の表の中欄に掲げる期間が10月1日から12月31日までのさけ及び4月1日から6月30日までのますに係る部分を除く。）又は前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第40条 何人も、次の表の第1欄に掲げる河川の河口付近であって同表の第2欄に掲げる区域において、同表の第3欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第4欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止漁具又は禁止漁法	禁止期間
黒部川	河口から上流下黒部橋下流端 までの区域	竿釣及び手釣（引掛釣及び これに類するものを除く。）	2月1日から 12月31日まで
吉田川	河口から上流 600メートルま での区域	以外の漁具又は漁法	
片貝川			
神通川			
庄川			
小矢部川			
小川	河口から上流 500メートルま での区域		
角川			
早月川			
上市川			
白岩川			
常願寺川			

(^{さく}溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第41条 ^{さく}溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。ただし、流し網及び刺し網を使用するときは、河川流幅の2分の1以上とする。

(移植の制限)

第42条 オオクチバス属（オオクチバス及びコクチバス並びにこれらの亜種を除く。）の魚種（卵を含む。）は、これを移植してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 移植の目的
- (3) 移植しようとする魚種の名称及び数量
- (4) 移植しようとする魚種の購入先及び産地
- (5) 移植の期間及び区域
- (6) 移植しようとする者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、前項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 知事は、第1項ただし書の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 移植者の住所及び氏名
- (3) 条件
- (4) その他参考となるべき事項

5 知事は、第1項ただし書の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

6 第1項ただし書の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、

その結果を知事に報告しなければならない。

- 7 第1項ただし書の許可を受けた者は、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第4項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 9 第1項ただし書の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第4項の許可証を自ら携帯し、又は移植に従事する者に携帯させなければならない。
(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第43条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣
- (2) たも網及び叉手網
- (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
- (4) やす
- (5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第44条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第45条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しく

は岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 漁業権の免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。
（試験研究等の適用除外）

第46条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。次項第5号において同じ。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先

及びその数量)

- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第47条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（船長等の乗組み禁止命令）

第48条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機の備付け命令）

第49条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第50条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 様式第2号による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第51条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第52条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第53条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては様式第3号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による

漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(内水面漁場管理委員会)

第54条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第55条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第36条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項又は第45条第1項の規定に違反した者

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項又は第48条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。

ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

3 第34条第2項の規定に違反した者の罪は、告訴を待つて論ずる。

第57条 第25条第1項（第46条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第9項又は第43条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第56条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第59条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項（第46条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第26条から第28条まで、第30条第1項若しくは第2項（これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第33条第12項、第42条第6項又は第46条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（富山県内水面漁業調整規則の廃止）

2 富山県内水面漁業調整規則（昭和39年富山県規則第38号。以下「旧内水面規則」という。）は、廃止する。

（漁具漁法の制限及び禁止に関する経過措置）

3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項の規定により改正法第1条の規定による改正後の法第57条第1項の許可（小型機船底びき網漁業、ごち網漁業、かごなわ漁業及び刺し網漁業に係るものに限る。）を受けたものとみなされた者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、この規則による改正前の富山県漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第38条の規定は、なおその効力を有する。

（内水面の採捕の許可に関する経過措置）

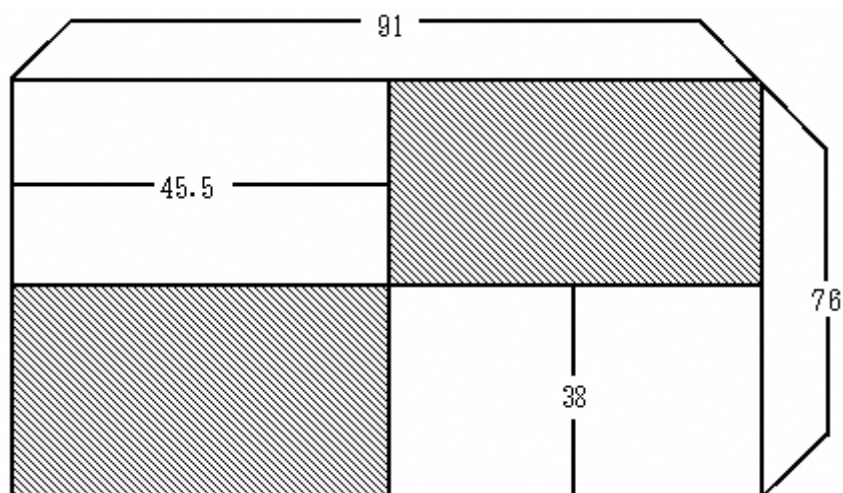
-
- 4 改正法附則第29条の規定により第33条第1項の規定によってしたものとみなされる旧内水面規則第6条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第14条の規定は、なおその効力を有する。
(移植の制限に関する経過措置)
- 5 改正法附則第29条の規定により第42条第1項ただし書の規定によってしたものとみなされる旧内水面規則第36条第1項ただし書の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第36条第7項の規定は、なおその効力を有する。
(試験研究等の適用除外に関する経過措置)
- 6 改正法附則第29条の規定により第46条第1項の規定によってしたものとみなされる旧海面規則第46条第1項及び旧内水面規則第37条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第46条第6項及び旧内水面規則第37条第6項の規定は、なおその効力を有する。
(罰則に関する経過措置)
- 7 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
-

様式第1号（第31条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網漁業	トヤ 123
小型さけ・ます流し網漁業	トヤ流 123
機船船びき網漁業	ふな 123
ごち網漁業	ごち 123
かごなわ漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。）	かご 123
刺し網漁業（べにずわいがにをとることを目的とするものに限る。）	か刺 123

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

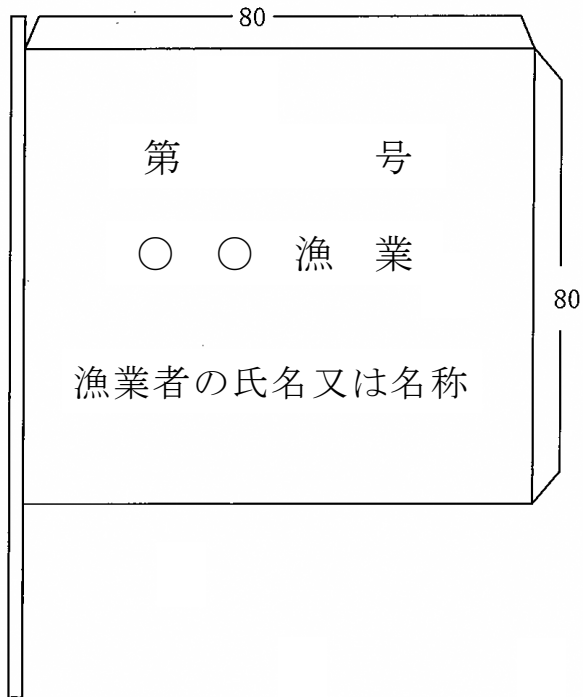
様式第2号（第50条関係）



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第3号（第53条関係）



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年11月24日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第58号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の9の項の右欄の第3号を次のように改める。

(3) 富山県漁業調整規則（令和2年富山県規則第57号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- ア 規則第7条第1項の規定による起業の認可に基づく許可の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務
- イ 規則第8条第1項に規定する申請書の受理及び県への送付
- ウ 規則第14条第1項の規定による許可又は起業の認可の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務
- エ 規則第16条第2項に規定する申請書の受理及び県への送付
- オ 規則第17条第2項の規定による地位の承継の届出の受理及び県への送付
- カ 規則第18条第2項の規定による許可又は起業の認可の失効の届出の受理及び県への送付
- キ 規則第18条第3項の規定による許可の失効の届出の受理及び県への送付
- ク 規則第19条第1項の規定による休業の届出の受理及び県への送付
- ケ 規則第19条第2項の規定による休業中の就業の届出の受理及び県への送付
- コ 規則第24条の規定による許可証の交付に係る経由事務
- サ 規則第27条（規則第33条第13項において準用する場合を含む。）に規定す

る申請書の受理及び県への送付

シ 規則第28条（規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び県への送付

ス 規則第29条（規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え交付又は再交付に係る経由事務

セ 規則第30条第1項（規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び県への送付

ソ 規則第30条第2項（規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び県への送付

タ 規則第30条第3項（規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納及び届出の受理及び県への送付

チ 規則第33条第3項に規定する申請書の受理及び県への送付

ツ 規則第33条第9項の規定による許可証の交付に係る経由事務

テ 規則第42条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の受理及び県への送付

ト 規則第42条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付に係る経由事務

ナ 規則第45条第2項に規定する申請書の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

ニ 規則第46条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）に規定する申請書（内水面に係るものを除く。）の受理及び県への送付

ヌ 規則第46条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による許可証（内水面に係るものを除く。）の交付に係る経由事務

ネ 規則第51条の規定による漁場の標識の建設等の届出（内水面に係るものを除く。）の受理及び県への送付

第2条の表の9の項の右欄の第4号を削る。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(市町村支援課)